

高齢者等住宅除排雪事業

◇対象世帯は？◇

原則として、藤里町に住所を有する満70歳以上の高齢者のみの世帯及び1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯、療育手帳A判定所持者のみの世帯が対象となります。

◇こんなときに◇

降雪により堆積した圧雪の深さが20cm以上のとき、除排雪することが困難な場合に利用できます。

◇どのくらい？◇

対象世帯宅の玄関から道路までの間と、緊急用非常口としてもう1ヶ所を1m程度の幅で除雪します。

◇利用回数◇

対象世帯につき、1年度に3回まで利用できます。

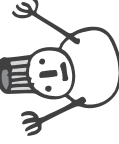
◇利用方法◇

前項に該当する世帯は、お近くの民生委員又は社協福祉員に要請依頼をしてください。

※要請を受けた後、地区の民生委員等が世帯を訪問し、現地を確認します。実施が適当と判断された場合に、民生委員等が町社協へ要請することになります。

※町社協が要請依頼を認めた場合に、町社協からあらかじめ定められている町内業者の担当者に連絡され除排雪を行います。

除排雪のながれ



70歳以上の老人世帯
1・2級身体障害者手帳所持者、
療育手帳A判定所持者のみの世帯

要 請 依 頼

地区担当民生委員・社協福祉員

民生委員等要請世帯現地確認

社 協 へ 連 絡

藤里町社会福祉協議会

業 者 に 作 業 依 頼

町 内 業 者

除 排 雪 の 実 施

【お問い合わせ先】

・藤里町社会福祉協議会

☎ (79) 2848

・藤里町町民生活課

健康福祉係

☎ (79) 2113

水道の凍結に『困』

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。

水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ①水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ②日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。
- ⑤凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場建設課上下水道係（☎79-2115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

書き初め大会のご案内

「第37回藤里町新春書き初め大会」を開催いたします。新しい年を迎え、心も新たに清々しい気持ちで「書」に親しみましょう。

【日 時】

・1月8日（木） 午前9時～11時

【場 所】

・藤里町総合開発センター2階
第1・2研修室

【対 象】

・町内小学校1年生以上
・中学生
・高校生
・一般

【内 容】

・毛筆半紙

- ①小学校1～3年生 「ふじこま」
- ②小学校4年生 「あゆの里」
- ③小学校5年生 「雪の大地」
- ④小学校6年生 「早春の光」
- ⑤中学校1年生 「清流山峡」
- ⑥中学校2・3年生 「清流山峡」

【持ち物】

・書道ができる準備、新聞紙
(半紙、墨汁は主催者で準備します)

【申込み】

・当日参加も受付します

【お問い合わせ先】

藤里町教育委員会 生涯学習係

☎ (79) 1327